

投資信託説明書(交付目論見書)

2014年8月4日

成果リレー(ブラジル国債&J-REIT)2014-08

追加型投信／内外／資産複合

※本文書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。



大和投資信託

Daiwa Asset Management

- 委託会社 [ファンドの運用の指図を行なう者]
大和証券投資信託委託株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第352号
- ホームページ <http://www.daiwa-am.co.jp/>
- コールセンター 0120-106212(営業日の9:00~17:00)
- 受託会社 [ファンドの財産の保管および管理を行なう者]
三井住友信託銀行株式会社

ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。また、本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。

商品分類

属性区分

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	内 外	資産複合	その他資産（投資信託証券 （資産複合 （債券、不動産投信））	年1回	日本、 中南米	ファミリー ファンド	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※商品分類・属性区分の定義について

くわしくは、一般社団法人投資信託協会のホームページ〔<http://www.toushin.or.jp/>〕をご参照下さい。

〈委託会社の情報〉

委託会社名	大和証券投資信託委託株式会社
設立年月日	1959年12月12日
資本金	151億74百万円
運用する投資信託財産の 合計純資産総額	13兆648億44百万円
	(平成26年5月末現在)

- 本文書により行なう「成果リレー（ブラジル国債&J-REIT）2014-08」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により、有価証券届出書を平成26年7月18日に関東財務局長に提出しており、平成26年8月3日にその届出の効力が生じています。
- 当ファンドは、商品内容に関して重大な変更を行なう場合に、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき、事前に受益者の意向を確認する手続きを行ないます。
- 当ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- 請求目論見書は、投資者の請求により販売会社から交付されます（請求を行なった場合には、その旨をご自身で記録しておくようにして下さい。）。
- ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読み下さい。

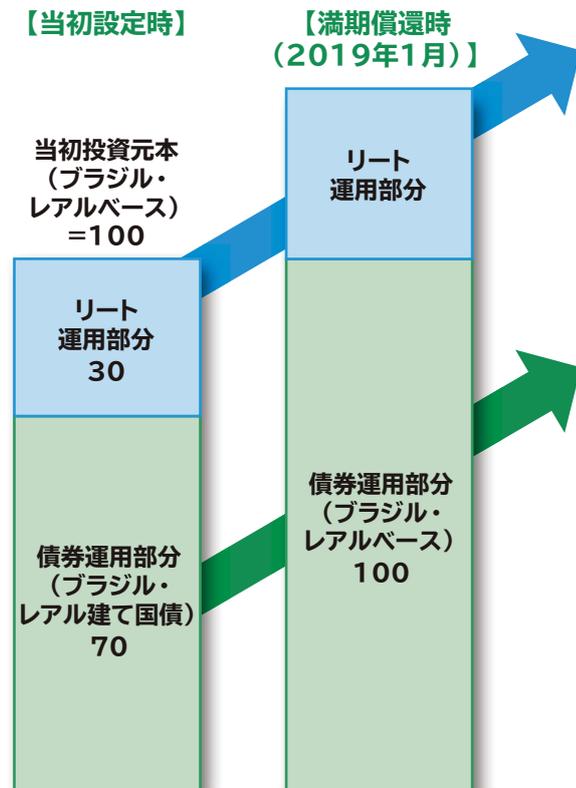
ファンドの目的

ブラジル国債およびわが国のリート（不動産投資信託）に投資し、信託財産の成長をめざします。

ファンドの特色

- 1 **ブラジル・リアル建てのブラジル国債およびわが国のリートに投資します。**
- 2 **設定当初のブラジル国債とわが国のリートへの投資比率は概ね7:3とします。その後、為替やリーートの値動き等により投資比率は日々変動します。**

当ファンドのイメージ



リーートの値上がり益、配当等

わが国のリートに投資し、値上がり益および配当等の獲得をめざします。



債券の利息、利息再投資収益、債券の償還差益等

ブラジル・リアル建て国債に投資し、満期償還時に**ブラジル・リアルベース**で当初投資元本の確保(*)をめざします。

(*) 設定時における金融取引税の税率およびブラジル国債の利回りの水準、また、信託期間中のブラジル国債の利回りの推移によっては、満期償還時に、ブラジル・リアルベースで当初投資元本の確保ができない場合があります。

※左図はイメージ図であり、将来の運用状況・成果等を示唆・保証するものではありません。

※左記の比率はイメージであり、実際の投資比率とは一致しません。

※満期償還時、途中売却時等に、円ベースで当初投資元本が確保されるわけではありません。
 ※当ファンドは、債券、リートなど値動きのある証券（外貨建資産には為替リスクもあります。）に投資しますので、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。
 ※債券運用部分は、ブラジル・リアルベースでの元本確保が達成できたとしても、対円での為替の影響を受けるため、円ベースでの投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。

3 ブラジル国債の運用にあたっては、償還日が当ファンドの信託期間終了日に近い銘柄を中心に投資します。

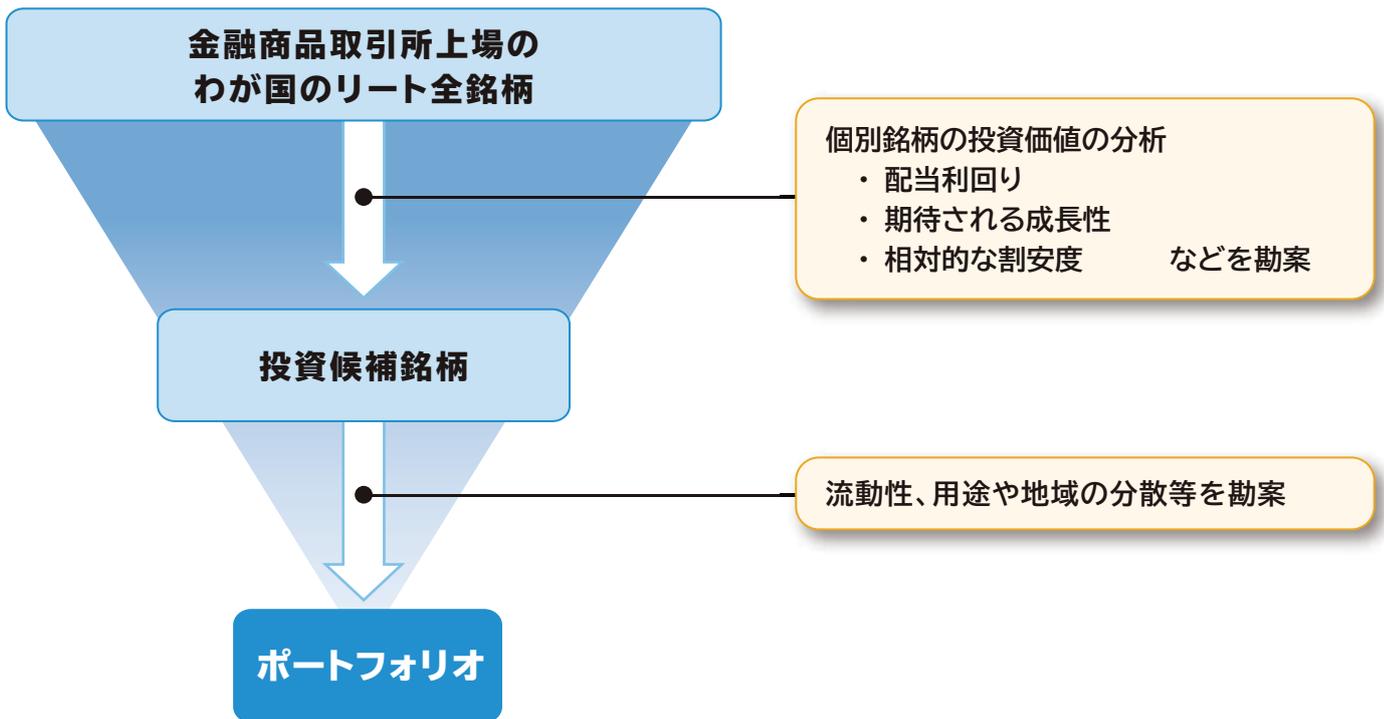
◆ 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。

4 わが国のリートへの投資にあたっては、個別銘柄の投資価値を分析して投資銘柄を選定します。

◆ 投資にあたっては、以下の方針に従って行なうことを基本とします。

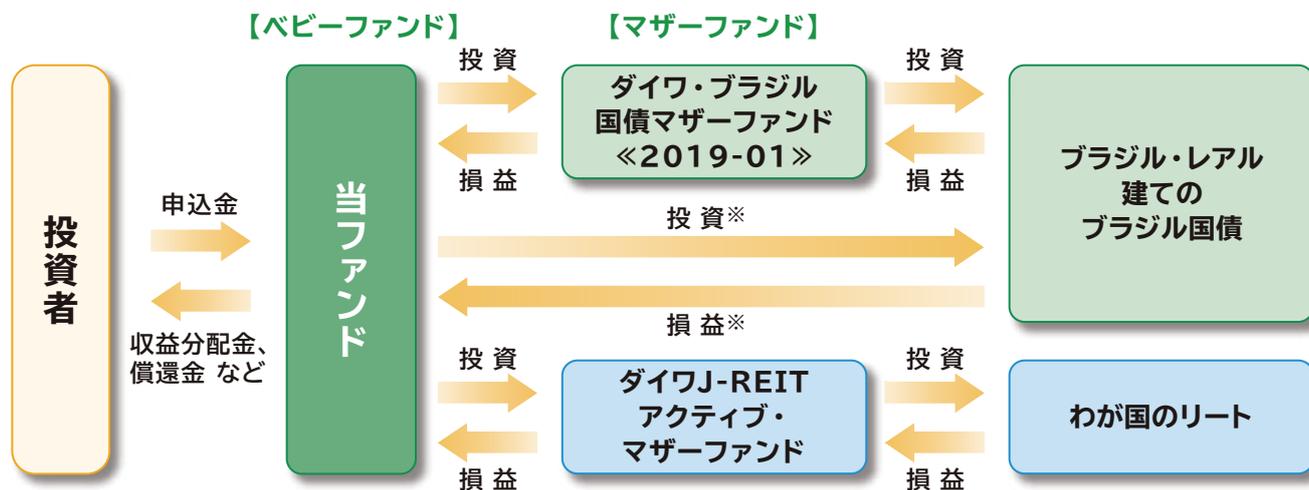
- イ. 個別銘柄の投資価値を分析して、銘柄ごとの配当利回り、期待される成長性、相対的な割安度などを勘案し投資銘柄を選定します。
- ロ. 個別銘柄の組入不動産の種類等を考慮します。

ポートフォリオ構築プロセス



ファンドの仕組み

- ◆当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行いません。
- ◆ファミリーファンド方式とは、投資者のみなさまからお預かりした資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金を主としてマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行なう仕組みです。



※投資環境によっては、ダイワ・ブラジル国債マザーファンド<<2019-01>>に投資せず、直接、ブラジル・リアル建てのブラジル国債に投資することがあります。

当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色1.～4.の運用が行なわれないことがあります。

5 毎年7月30日（休業日の場合翌営業日）に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行いません。

(注) 第1計算期間は、平成27年7月30日（休業日の場合翌営業日）までとします。

【分配方針】

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ② 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。

6 当ファンドの購入の申込みは、平成26年9月1日までの間に限定して受け付けます。

主な投資制限

- 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権の行使等により取得したものに限り、株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

基準価額の変動要因



- ◆ 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
- ◆ 投資信託は預貯金とは異なります。

〈主な変動要因〉

価格変動リスク・信用リスク	組入資産の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。
公社債の価格変動	<p>公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が債務不履行を発生させた場合、またはその可能性が予想される場合には、公社債の価格は下落します。</p> <p>新興国の公社債は、先進国の公社債と比較して価格変動が大きく、債務不履行が生じるリスクがより高いものになると考えられます。</p>
リートの価格変動	リートの価格は、不動産市況の変動、リートの収益や財務内容の変動、リートに関する法制度の変更等の影響を受けます。
為替変動リスク	<p>外貨建資産については、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。</p> <p>特に、新興国の為替レートは短期間に大幅に変動することがあり、先進国と比較して、相対的に高い為替変動リスクがあります。</p>
カントリー・リスク	<p>投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。</p> <p>新興国への投資には、先進国と比べて大きなカントリー・リスクが伴います。</p>
その他	<p>イ. 解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。</p> <p>ロ. ブラジル国内債券投資に伴い、ブラジル・レアルを取得する為替取引に対しては金融取引税が課され、基準価額を下落させる要因となります。 なお、平成26年5月末日現在、税率は0%です。</p> <p>※ブラジルにおける当該関係法令等が改正された場合には、前記の取扱いが変更されることがあります。</p>

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- ◆当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

リスクの管理体制

- ◆委託会社では、取締役会が決定した運用リスク管理に関する基本方針に基づき、運用本部から独立した部署および会議体が直接的または間接的に運用本部へのモニタリング・監視を通し、運用リスクの管理を行ないます。

運用実績

基準価額・純資産の推移

当ファンドは、平成26年8月29日から運用を開始する予定であり、該当事項はありません。

分配の推移

当ファンドは、平成26年8月29日から運用を開始する予定であり、該当事項はありません。

主要な資産の状況

当ファンドは、平成26年8月29日から運用を開始する予定であり、該当事項はありません。

年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。

当ファンドは、平成26年8月29日から運用を開始する予定であり、該当事項はありません。

※当ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示される予定です。

お申込みメモ



購 入 単 位	最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位
購 入 価 額	① 当初申込期間 1万口当たり1万円 ② 継続申込期間 購入申込受付日の翌営業日の基準価額(1万口当たり)
購 入 代 金	販売会社が定める期日までにお支払い下さい。
換 金 単 位	最低単位を1口単位として販売会社が定める単位
換 金 価 額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額(1万口当たり)
換 金 代 金	原則として換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
申 込 受 付 中 止 日	サンパウロ証券取引所、ニューヨーク証券取引所、ロンドンの銀行またはニューヨークの銀行のいずれかの休業日 (注) 申込受付中止日は、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。
申 込 締 切 時 間	午後3時まで(販売会社所定の事務手続きが完了したもの)
購 入 の 申 込 期 間	① 当初申込期間 平成26年8月4日から平成26年8月28日まで ② 継続申込期間 平成26年8月29日から平成26年9月1日まで
設 定 日	平成26年8月29日
当 初 募 集 額	200億円を上限とします。
換 金 制 限	信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の換金申込には制限があります。
購 入・換 金 申 込 受 付 の 中 止 お よ び 取 消 し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等)が発生した場合には、購入、換金の申込みの受け付けを中止すること、すでに受け付けた購入の申込みを取消することがあります。
信 託 期 間	平成26年8月29日から平成31年1月30日まで
繰 上 償 還	<ul style="list-style-type: none"> ● 次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させること(繰上償還)ができます。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 受益権の口数が30億口を下ることとなった場合 ・ 信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき ・ やむを得ない事情が発生したとき ● すべての受益者が換金の意思表示をした場合、繰上償還を行いません。この場合、償還手続きに伴い、通常の換金よりも日数がかかる場合があります。
決 算 日	毎年7月30日(休業日の場合翌営業日) ※第1計算期間は、平成27年7月30日(休業日の場合翌営業日)までとします。
収 益 分 配	年1回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行いません。
信 託 金 の 限 度 額	400億円
公 告	電子公告の方法により行ない、ホームページ〔 http://www.daiwa-am.co.jp/ 〕に掲載します。
運 用 報 告 書	毎計算期末に作成し、あらかじめお申出いただいたご住所にお届けします。また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。
課 税 関 係	課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です(平成26年1月1日以降)。なお、当ファンドの非課税口座における取扱いは販売会社により異なる場合がありますので、くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	販売会社が別に定めるものとします。 購入時の申込手数料の料率の上限は、 3.24% (税抜3.0%) です。
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	毎日、信託財産の純資産総額に対して 年率1.458% (税抜1.35%) ※運用管理費用は、毎計算期間の最初の6か月終了日(休業日の場合翌営業日)および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。	
	委託会社	年率0.60% (税抜)
	販売会社	年率0.70% (税抜)
	受託会社	年率0.05% (税抜)
※左記の運用管理費用の配分には、別途消費税率を乗じた額がかかります。		
その他の費用・手数料	監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。 ※ブラジル国内債券投資に伴い、ブラジル・リアルを取得する為替取引に対しては金融取引税が課されます。 なお、平成26年5月末日現在、税率は0%です。ブラジルにおける当該関係法令等が改正された場合には、前記の取扱いが変更されることがあります。 ※「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。	

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
また、上場不動産投資信託は市場価格により取引されており、費用を表示することができません。

税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 (注) 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 (注) 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

(注) 所得税、復興特別所得税および地方税が課されます。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、平成26年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。

※上記は、平成26年5月末日現在のもので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

大和投資信託

Daiwa Asset Management